

豊前市広報誌有料広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊前市広報誌への広告掲載について、必要な事項を定めることを目的とする。

(掲載しない広告)

第2条 広告を閲覧する市民等の保護を図るため、次に掲げる広告は、掲載しないものとする。

- (1) 市の公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動に係るもの
- (3) 個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (5) 大げさな表現、根拠のない表現又は射幸心を著しくあおる表現を含むもの
- (6) あたかも市が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業に該当するもの
- (8) 医療、医薬品、化粧品等の広告で、医療法（昭和23年法律第205号）、薬事法（昭和35年法律第145号）、医薬品等適正広告基準等に抵触するもの
- (9) 消費者金融専門会社に関するもの
- (10) 商品先物取引又はこれに類するもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、広告として掲載することが適当でないと市長が認めるもの

(掲載の優先順位)

第3条 掲載する広告の順位を決定する場合は、原則として申込みの順位とするが、期日及び期間を限定するものについては先に申込みのあったものと調整できるものとする。

(広告の掲載位置)

第4条 広告を掲載する位置は市長が決定する。

(掲載申込み方法)

第5条 広告主が広告掲載の申込みをするときは、次によるものとする。

- (1) 掲載希望広報誌発行日の1箇月前までに、有料広告掲載申込書（別記様式1）、広告原稿及び電子データを市長に提出すること。
- (2) 紙上にプリントアウトしたものとし、写真などを掲載する場合は、その素材（電子データでも可）も提出すること。

(掲載決定までの手順)

第6条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、速やかにこの要綱に基づき広告案の内容を審査し、広告主に対し広告掲載決定通知書（別記様式2）又は、広告不掲載決定通知書（別記様式3）を送付するものとする。

2 広告掲載希望者が多数の場合、広告掲載可否の決定は、次条の審査会に委ねる。

(広告審査会)

第7条 前条の規定による広告内容等の審査は、豊前市広告審査会において行う。

(広告主の責任)

第8条 掲載する広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとし、市は一切責任を負わないものとする。

(広告の仕様及び掲載料)

第9条 掲載する広告の仕様及び料金は、次のとおりとする。

種類	規格		スペース	掲載回数	掲載料
広報誌	一色刷	1 枠	縦 60mm×横 85mm	1 回	5,000円
		2 枠横	縦 60mm×横175mm	1 回	10,000円

(広告掲載料の納入)

第10条 広告主は、市長が発行する納付書により指定された納入期限までに掲載料を納入しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第11条 既納の広告掲載料は、原則として還付しない。ただし、次の各号に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 市の都合により広告を掲載することができなくなったとき
- (2) 市長が正当な事由があると認めたとき

(広告掲載の取消し)

第12条 次の場合は、掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納入しなかった場合
- (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合
- (3) 広告主又は広告内容が不相当と判断した場合

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。